

十九八七

の第適初発発
利二用期行行
子期利利価日
の以率子格
適後の

子年額平する額の振替
計算期当たり、各利払期に○面成二十七年十月十五日前に行われた、利
・金額百円につきセント百円と
記載又は記録による金額によるもとのと
規定による振替法の規定による振替口座簿

六五四

振額最低發行額
替單額面金

一五額万円の振替機関で千三百九億九千九百。
額の記録による金額によるもとのと
の適用を受けるものとし、その規
定の適用を受けるものとし、その規
律へ平成十三年法律第七十五号。
社債、株式等の振替に関する法律へ平成十
九年法律第二十三号)第四十六
條第一項に關する法律へ平成十
九年法律第二十三号)第六十六回)。

三二一

用振替法の適
の條項及びそ
の法律及び根拠
の發行の根拠
號名稱及び記

〇財務省告示第三百六十五号
基づき、平成二十七年十月十五日に發行した個人
向け国債の發行等に關する省令(平成十四年
六月三十日付)第四条第十四項の規定に
依り告示する。
平成二十七年十一月十一日
財務大臣 麻生 太郎

用
利
率

利
率

十一
初期利子

十二
後の利子 第二期以

十三
十四
十五
十六

償
償
還
還
期
限
額
金
期
目
期
場
所

平成三十七年十月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十七年十月十五日
日本銀行の本店又は支店

毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

第十号に規定する第二期
以後の利子の適用利率
 $\frac{1}{100}$

中途換金の取り扱い

(一) 次式により算出された金額とすれば、
平成二十九年四月十五日前から、
までの間の場合、
額 + 経過利子に相当する
金額 - (買い取る日までの利子に相当する
金額 × $\frac{79.685}{100}$) + 支払額に支
われた利子に相当する金額に相
当する金額)

なお、受入経過利子に相当す
る金額は、その算出結果に円未満
端数が生じた場合には切捨
し、一円とする。ただし、受
け利子に相当する金額は、
算式により算出のてにはとし、
個人向利子に相当する。ただし、受
入経過利子に相当する金額は、
省令(平成十八号)第四条第十
規定する受入経過利子に相当す
る(次号において同じ。)。

額面金額 × $\frac{0.28}{100}$

初期利子支払期の 6 カ月前の日

から発行日までの日数

365

(二) 平成二十九年四月十五日以後の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$) + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$

十八 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法（平成二十五条号）第三条の四第一項に規定する正規の受益者）はそのときの正規の受益者に相当する法律（平成二十一年法律第百五十二条の二）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者を含む。扶養信託契約の受益者にはその他の地主はそのとおりの扶養信託契約の受益者を含む。

指 第昭（人が養育する特定障害者扶養信託契約の受益者）はそのとおりの扶養信託契約の受益者を含む。扶養信託契約の受益者にはその他の地主はそのとおりの扶養信託契約の受益者を含む。

定 第二和別（死後又は死亡したときの扶養信託契約の受益者）はそのとおりの扶養信託契約の受益者を含む。

都 第二百五十二条の二の規定による正規の受益者は、そのとおりの扶養信託契約の受益者を含む。

市 第十九条の規定による正規の受益者は、そのとおりの扶養信託契約の受益者を含む。

に 第二条の規定による正規の受益者は、そのとおりの扶養信託契約の受益者を含む。

あ 第十条の規定による正規の受益者は、そのとおりの扶養信託契約の受益者を含む。

つ 第七条の規定による正規の受益者は、そのとおりの扶養信託契約の受益者を含む。

て 第七条の規定による正規の受益者は、そのとおりの扶養信託契約の受益者を含む。

は 第七条の規定による正規の受益者は、そのとおりの扶養信託契約の受益者を含む。

、 第六十九条の規定による正規の受益者は、そのとおりの扶養信託契約の受益者を含む。

当 第七十一条の規定による正規の受益者は、そのとおりの扶養信託契約の受益者を含む。

該 第七十七条の規定による正規の受益者は、そのとおりの扶養信託契約の受益者を含む。

市 第七项の規定による正規の受益者は、そのとおりの扶養信託契約の受益者を含む。

又 第七项の規定による正規の受益者は、そのとおりの扶養信託契約の受益者を含む。

(二) 領面金額 + 経過利子に相当する金額 - (初期利子に相当する金額 $\times \frac{7.9 \cdot 685}{100}$ + 経過利子に相当する金額)

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)